

上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、持続可能な漁業振興と脱炭素を両面で推進するため、藻場造成等のブルーカーボンを創出する事業（以下「助成事業」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内において、上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市周辺の海域において助成事業に取り組むことが見込まれる法人又は団体であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (4) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (5) 市区町村税に未納がないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号の要件の全てに該当するものとする。

- (1) 本市周辺の海域において行う藻場造成等のブルーカーボン創出活動であること。
- (2) ジャパンブルーエコノミー技術研究組合が発行するJブルークレジット®認証申請の手引きに記載されている申請対象プロジェクトの要件を満たすものであること。
- (3) ジャパンブルーエコノミー技術研究組合が実施するJブルークレジット®（以下「Jブルークレジット」という。）への認証申請を行う意向があること。

(助成の対象となる経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成事業の実施に直接必要な経費であって、以下に掲げるものとする。

- (1) 消耗品購入費
- (2) 母藻等購入費
- (3) 旅費
- (4) 保険代
- (5) 燃料費
- (6) 備船料
- (7) 備品購入費
- (8) ブルーカーボン量把握に係る調査に要する費用
- (9) その他市長が特に必要と認める費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の5分の4に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、1団体あたり30万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金交付申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 法人又は団体の概要がわかる資料
- (4) 申請者が法人であるときは、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請者が法人であるときは、市区町村税に未納がない証明
- (6) 申請者が団体であるときは、当該団体の定款、規約若しくは会則又はこれらに準ずるもの並びに当該団体の代表者の身分証明書及び代表権があることを証明することができる書類の写し
- (7) 申請者が団体であるときは、当該団体の代表者の市区町村税に未納がない証明
- (8) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は助成金の交付目的を達成するため、必要があると認めるときは、助成金の交付の決定に際し、条件を付すことができる。

（内容の変更等の申請）

第8条 前条第1項の規定による助成金の交付の決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金変更等承認申請書（様式第5号。以下「変更等承認申請書」）に必要書類を添えてこれを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、助成金の額に変更がなく、助成金の交付の目的の達成に支障がないと認められる場合であって、助成対象経費の全体及び各費目における20パーセント以内の額の変更をいう。

（内容の変更等の承認）

第9条 市長は、前項第1項の規定により変更等承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該変更又は中止若しくは廃止の承認の可否を決

定し、上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金変更等承認（不承認）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第8号）
- （2） 収支決算書（様式第9号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金交付確定通知書（様式第10号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により確定通知書を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の概算払）

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めたときは、第7条の規定による助成金の交付の決定の通知をした後において、助成金の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合において、助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、上天草市ブルーカーボン創出活動支援助成金概算払請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払で助成金の交付をした場合において、第11条の規定により交付すべき補助金の額（以下「確定額」という。）を確定した後、概算払で交付した助成金の額（以下「概算払額」という。）が確

定額に満たないときはその差額を交付するものとし、概算払額が確定額を超えるときは期限を定めその差額の返還を命ずるものとする。

(助成金の返還)

第14条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象経費以外の用途で使用したとき。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 第7条第2項に規定する助成金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(補足)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年5月8日から施行する。